

平成 2 4 年度

薩摩川内市公有財産利活用基本方針に基づく
財産仕分け・利活用方針

平成 2 5 年 2 月

薩 摩 川 内 市

目 次

はじめに	P 1
1 これまでの取組み	P 2
2 人口・財政・施設の現状	P 2
(1) 地域別人口・将来推計人口推移	P 2
(2) 財政状況	P 4
(3) 施設の現状	P 6
(4) 区分別管理運営経費	P 10
3 財産仕分け・利活用方針	P 12
(1) 展開方針	P 12
(2) 基本的な考え方	P 12
(3) 仕分けの判断基準	P 12
(4) 目標設定（保有施設数・管理経費等）	P 13
(5) 区分別利用・処分内容	P 13
4 財産仕分け・利活用方針の着実な実行に向けて	P 16
(1) 推進体制の確立	P 16
(2) 進行管理の徹底	P 16
(3) 処分形態の柔軟な対応	P 16
(4) 市民への公表	P 16

はじめに

薩摩川内市は平成16年10月の合併以降、合併前に策定した「薩摩川内市まちづくり計画」、その理念を引き継いだ「薩摩川内市総合計画」を基に、地域の一体感醸成や市全体の均衡ある発展に取り組んできました。

行財政運営についても、「薩摩川内市市政改革大綱」、「薩摩川内市財政健全化計画・中長期財政運営指針（現：薩摩川内市中長期財政運営指針）」、「薩摩川内市定員適正化方針」などの方針を定め、市の職員数の適正化による人件費の抑制、組織機構の見直し、民間委託への積極的取組み、指定管理者制度の導入など様々な手法により経費削減や市政運営の効率化に取り組んできました。

しかし、人口減少や少子高齢化による集落機能の低下、産業振興と雇用確保、安全・安心なまちづくり等本市が取り組むべき多くの課題が残る中、平成27年度から地方交付税の合併特例措置が段階的に縮減されます。平成24年度交付税額を基に算定した平成32年度時単年度の削減額は約40億円、また段階的に削減される平成27年度から平成31年度までの5年間の総額は約100億円の削減となり、本市の財政状況は一層厳しくなっていくことが予想されます。

これらを踏まえ、地方交付税の特例措置が終了する平成32年度までの財政運営の方向性を示すものとして、「薩摩川内市財政運営プログラム」を策定しました。

その中でも、現在の市有施設数を保持していくために必要な恒常的な施設管理経費が長期的な行財政運営に支障をきたすことから、薩摩川内市公有財産利活用基本方針に基づき、財産の有効活用、民間活力の活用、管理経費の縮減をより一層進めるため、今回、財産仕分け・利活用方針を策定しました。

今後もこの方針に基づき、更なる施設の統廃合を進め、維持管理経費の縮減に努めていきます。

1 これまでの取組み

市有施設の管理運営については、平成17年9月に「薩摩川内市アウトソーシング方針」を策定し、7回の改定を行いながら施設の廃止や企業・団体等への外部委託又は民営化等を進めてきています。

また、平成22年4月に同方針を発展的に見直した「薩摩川内市公有財産利活用基本方針」を策定し、財産仕分け手順を示すなど全庁的な施設数の抑制と施設の管理運営の効率化への取組みを行っています。

2 人口・財政・施設の現状

(1) 地域別人口・将来推計人口推移

合併から平成23年までは10万人を超えていた人口も、今後減少し、平成32年には対平成22年比7,743人減の93,168人に、また平成42年には対平成22年比14,660人減の86,251人になることが予想されます。（表1参照）

（表1）

（各年10月1日現在）

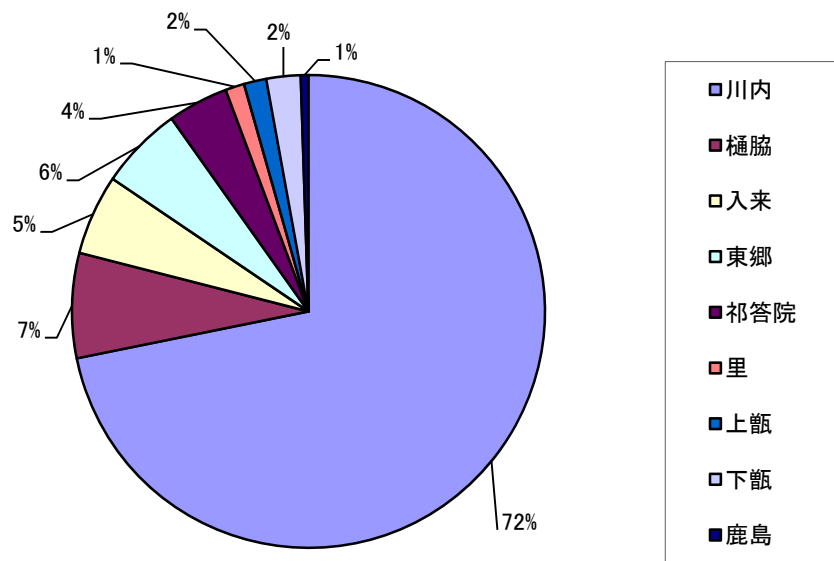
地域	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年	H42年
川内	71,735	73,138	73,236	72,106	72,470	70,333	69,232	67,741	66,105
樋脇	8,485	8,221	7,951	7,699	7,241	6,917	6,508	6,055	5,601
入来	6,707	6,553	6,545	5,930	5,539	5,058	4,641	4,219	3,764
東郷	6,056	6,015	5,978	6,015	5,750	5,182	4,779	4,389	4,045
祁答院	5,101	4,884	4,625	4,414	4,170	3,952	3,728	3,527	3,321
里	1,753	1,676	1,517	1,405	1,311	1,129	993	883	774
上甕	2,315	2,234	2,008	1,692	1,543	1,233	1,035	859	704
下甕	3,247	3,017	2,803	2,545	2,360	2,143	1,971	1,863	1,763
鹿島	1,033	999	892	564	527	367	281	218	174
計	106,432	106,737	105,555	102,370	100,911	96,314	93,168	89,754	86,251

・資料：統計さつまさんだい

・H2年からH22年までの数値は住民基本台帳の数値。H27年以降の数値は推計人口を記載。

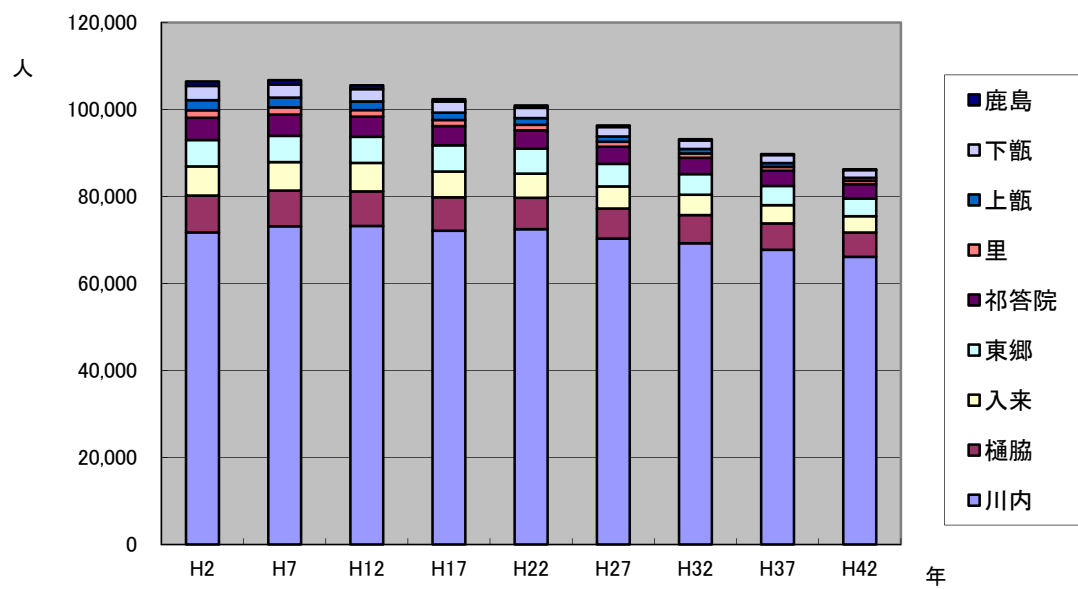
(図 1)

H22年 地域別人口割合



(図 2)

推計人口



(2) 財政状況

ア 歳入の状況をみると、市税については景気に左右される面があるため増減があるものの、平成23年度は市民税や固定資産税の微増により平成22年度と比べ増加となりました。

地方交付税や国庫支出金、市債については平成17年度から平成19年度は減少していますが、平成20年度からは景気対策の増加措置などの見直しによる地方交付税の増加や景気対策としての地域活性化交付金や定額給付金など、国の制度改正による国庫支出金の増加となっています。

市債については、生活インフラ整備事業、安全・安心に関する事業、一体感の醸成に関する事業など大型事業の展開により増加となっています。

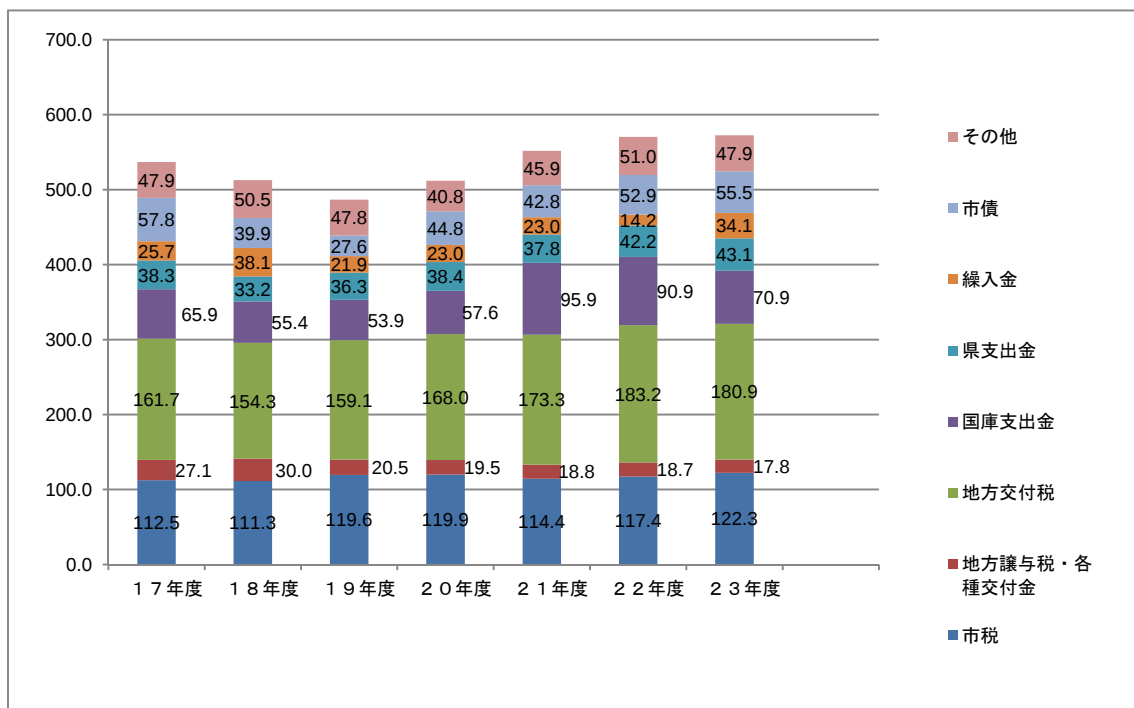
繰入金については、当初増加していましたが、近年は減少しています。

財源対策に用いる財政調整基金などについては、最低限の繰入に努めてきています。

(図表 1)

(単位：億円)

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
536.9	512.7	486.7	512.0	551.9	570.5	572.5



イ 歳出は扶助費が、老人措置費、障害者援護費、子ども手当など社会保障制度の拡充や、平成２２年度から本市独自の取組みとして対象年齢の拡充を行っている子ども医療費の増加などにより、毎年増加となっています。

人件費については、平成１７年度と平成２３年度を比較すると、約６．４億円の減少となっています。また市の職員数は平成１７年度の１，３４７人から平成２３年度の１，１４９人と１９８人減少となっています。

普通建設事業費については、平成１７年度から平成１９年度までは減少傾向でした。なお、平成２０年度から平成２３年度は、安全・安心や生活インフラに関する大型事業に加え、国からの景気対策事業の展開により、増加傾向を示す結果となっています。

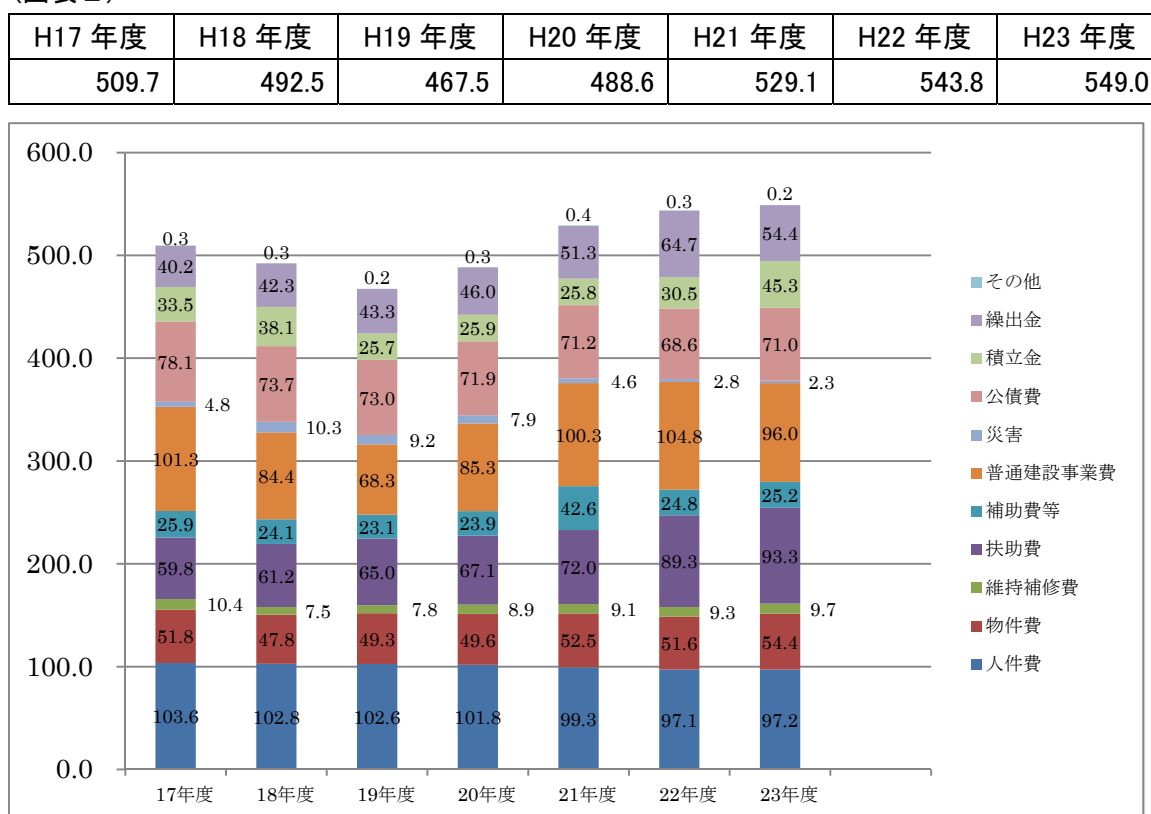
繰出金については、財政支援的な繰出金をはじめ、制度上の繰出金、簡易水道事業や事業実施に伴う繰出しとそれぞれの会計へ必要額を行い増加となっています。

物件費では、施設管理経費、システム管理経費が増加となっています。

補助費については、平成２１年度においては定額給付金の影響による著しい増加となりましたが、それ以外はほぼ同額で推移しています。

(図表２)

(単位：億円)



ウ 歳出における施設の維持運営に係る経費は、指定管理委託費や保守点検等の委託料、光熱水費などの物件費、老朽化等に伴う維持補修費、大規模な改修や設備の更新などの普通建設事業費に大別されます。なかでも物件費や維持補修費は年々増加する傾向にあり、施設維持管理費の増加がその要因になっています。

(3) 施設の現状

ア 区分・地域別施設数

全体の施設数は1,230施設となっており、区分別では、住宅（市営住宅・教職員住宅・医師住宅）が394施設と最も多く、次いで公園が192施設、消防施設が77施設、体育・運動施設が71施設となっています。

地域別施設数は、川内地域が375施設と最も多く、次いで下甌地域が191施設、祁答院地域が121施設、上甌地域が115施設となっています。（表2参照）

（表2）

N0	地域 区分	川内	樋脇	入来	東郷	祁答院	里	上甌	下甌	鹿島	計
1	集会所	18	13	3	6	6	5	8	5	1	65
2	地区コミ	19	5	5	5	5	1	1	6	1	48
3	観光施設	3	2	3	2	7	4	2	8	1	32
4	農林水産施設	9	3	7	1	6	5	3	9	5	48
5	福祉施設	10	2	4	1	1	3	5	7	3	36
6	商工施設	7	0	2	1	1	1	2	1	1	16
7	地域公民館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
8	図書館	2	1	1	1	1	1	2	1	1	11
9	文化施設	7	1	2	0	0	0	1	1	0	12
10	公園	102	20	1	12	11	7	10	18	11	192
11	体育・運動施設	38	7	2	6	6	3	5	2	2	71
12	災害対策施設	0	0	0	1	0	0	0	6	0	7
13	バス施設	1	0	0	0	0	0	1	1	1	4
14	駐車場	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
15	環境施設	7	1	2	0	0	6	0	3	2	21
16	児童クラブ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
17	保育園	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
18	幼稚園	4	1	1	1	1	1	1	2	0	12
19	給食センター	1	1	1	0	0	1	0	1	0	5
20	公衆浴場等	0	3	3	0	3	0	0	0	0	9
21	住宅	74	26	31	26	44	33	50	86	24	394
22	庁舎	1	2	1	1	3	1	1	1	1	12
23	診療所	5	0	0	0	0	1	3	7	1	17
24	小中学校	26	6	5	6	5	2	4	7	2	63

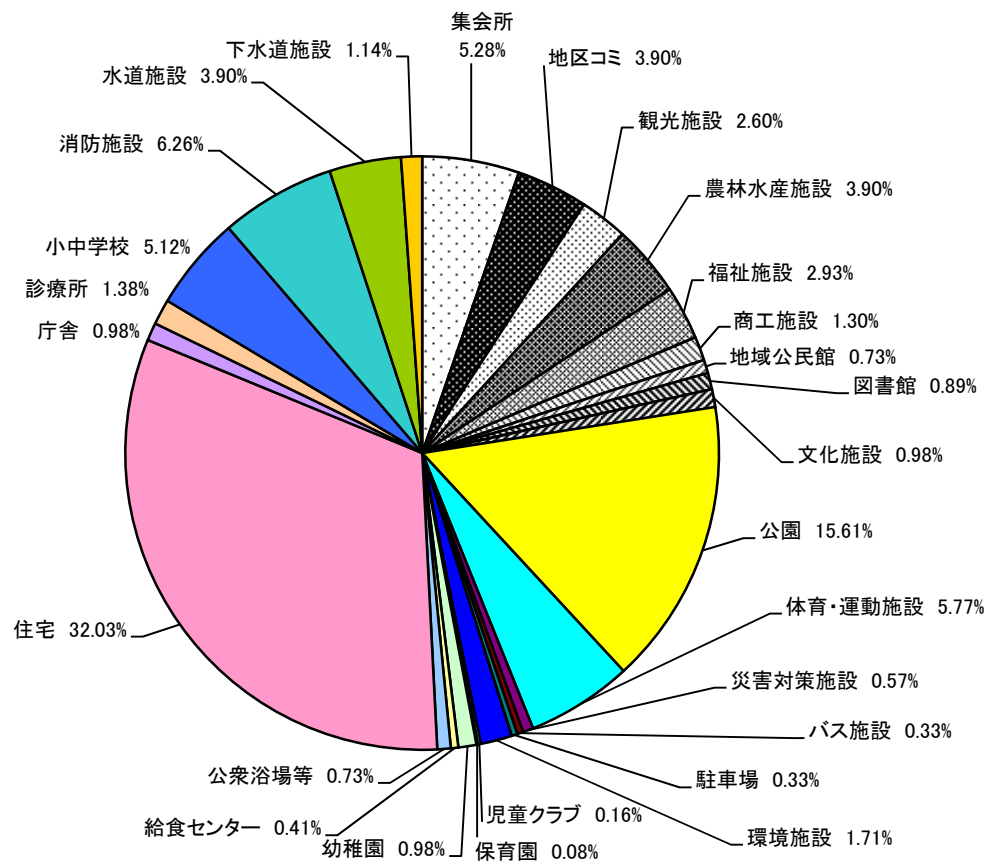
25	消防施設	18	8	5	6	12	3	11	11	3	77
26	水道施設	11	8	11	2	7	1	1	6	1	48
27	下水道施設	5	0	2	0	1	1	3	1	1	14
合 計		375	111	93	79	121	82	115	191	63	1,230
施設割合		30.5%	9.0%	7.6%	6.4%	9.8%	6.7%	9.3%	15.6%	5.1%	100.0%
人 口		72,470	7,241	5,539	5,750	4,170	1,311	1,543	2,360	527	100,911
人口割合		71.8%	7.2%	5.5%	5.7%	4.2%	1.3%	1.5%	2.3%	0.5%	100.0%

・平成２２年４月薩摩川内市ＯＳ方針暫定版を基本に整理したもの。平成２４年３月３１日現在で整理した施設数。（ただし、平成２４年４月１日現在で条例が廃止され施設の実態がないものは除く。）

・人口は平成２２年１０月１日現在の住民基本台帳の数値。資料：統計さつまさんだい

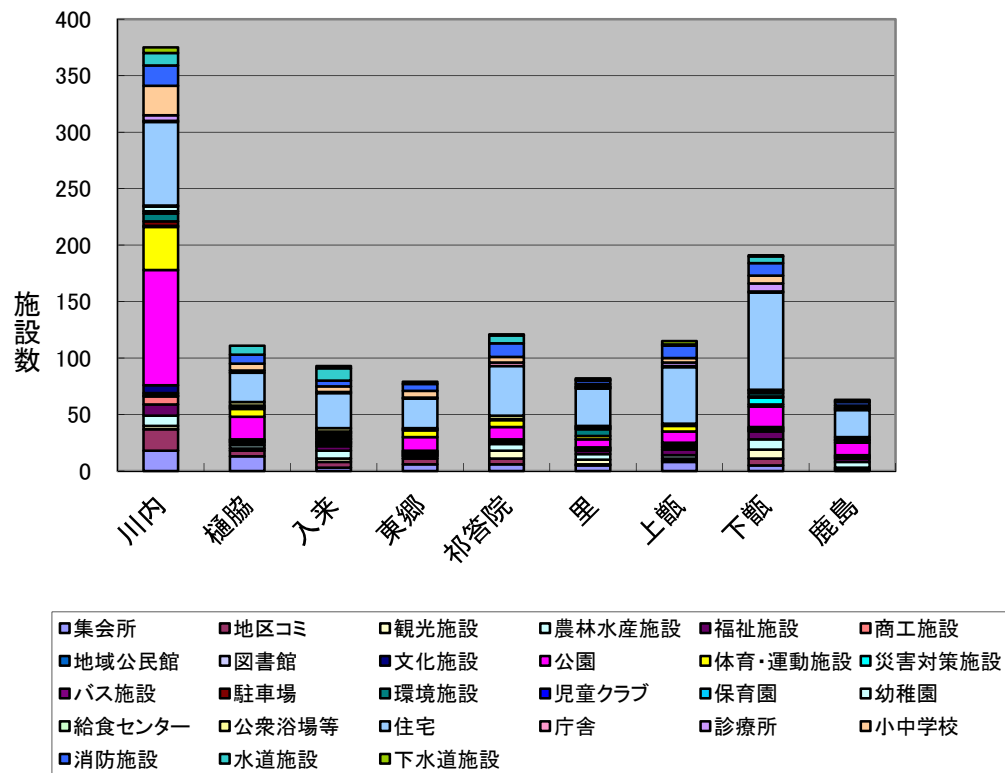
(図３)

区分別施設数の割合



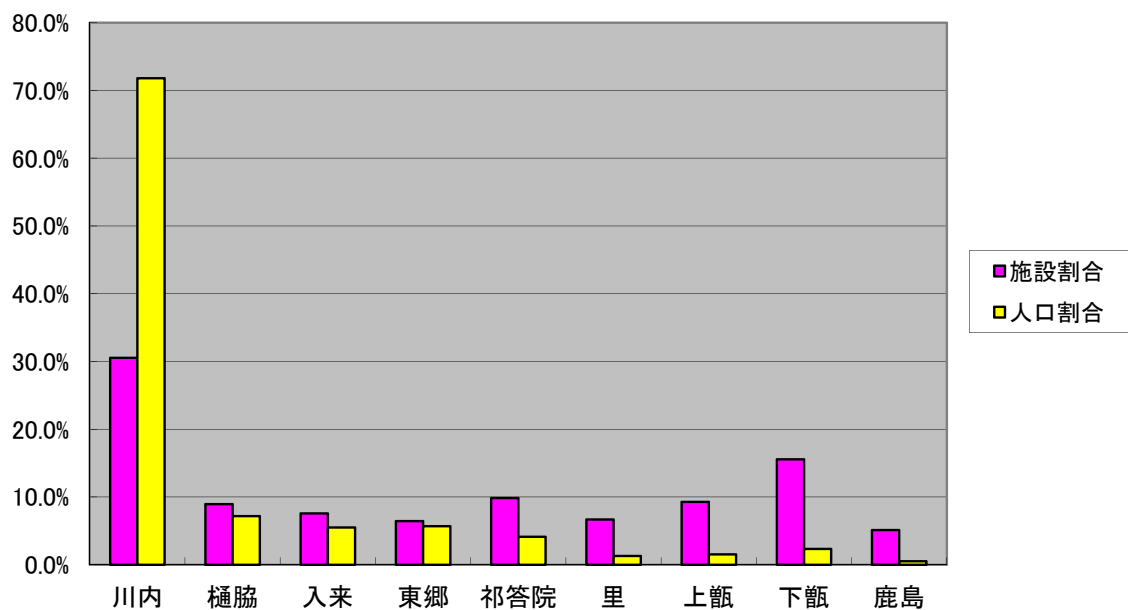
(図 4)

地域別施設数



(図 5)

地域別施設・人口割合



イ 建築年別施設数・耐用年数到達施設数

昭和56年に建築された施設が一番多く、平成2年までに建築された施設が全体の約60%を占めています。

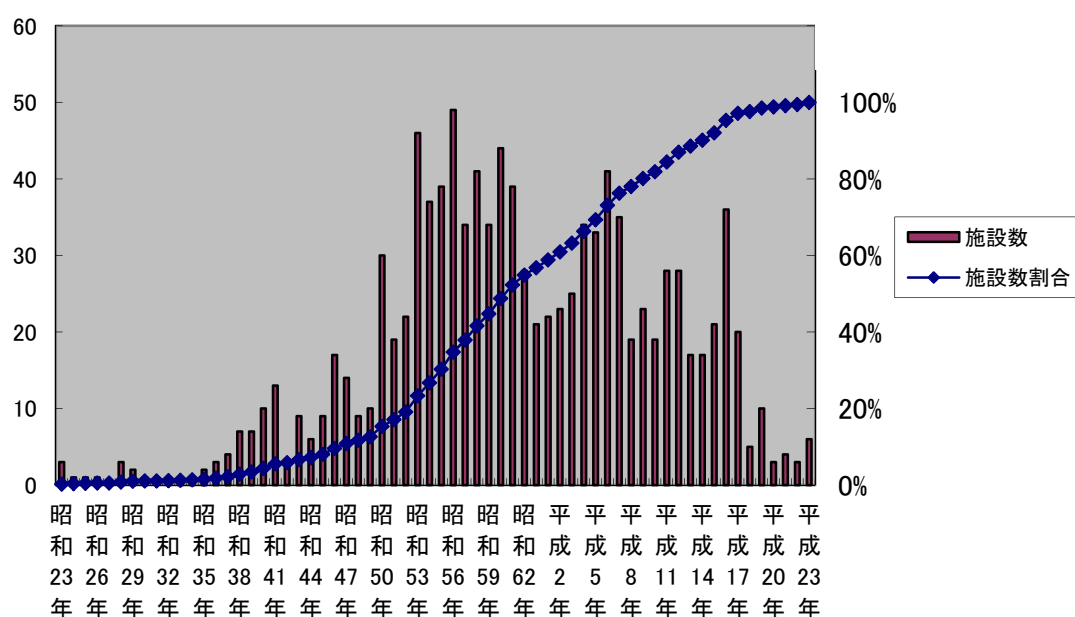
また、既に耐用年数が経過している施設は217施設であり、今後10年以内に41.6%、20年以内に67.5%の施設の耐用年数が経過することになります。(表3及び図6参照)

(表3)

年数	残耐用年経過	10年未満	10年以上～ 20年未満	20年以上～ 30年未満	30年以上～ 40年未満	40年以上
施設数	217	216	269	214	104	20

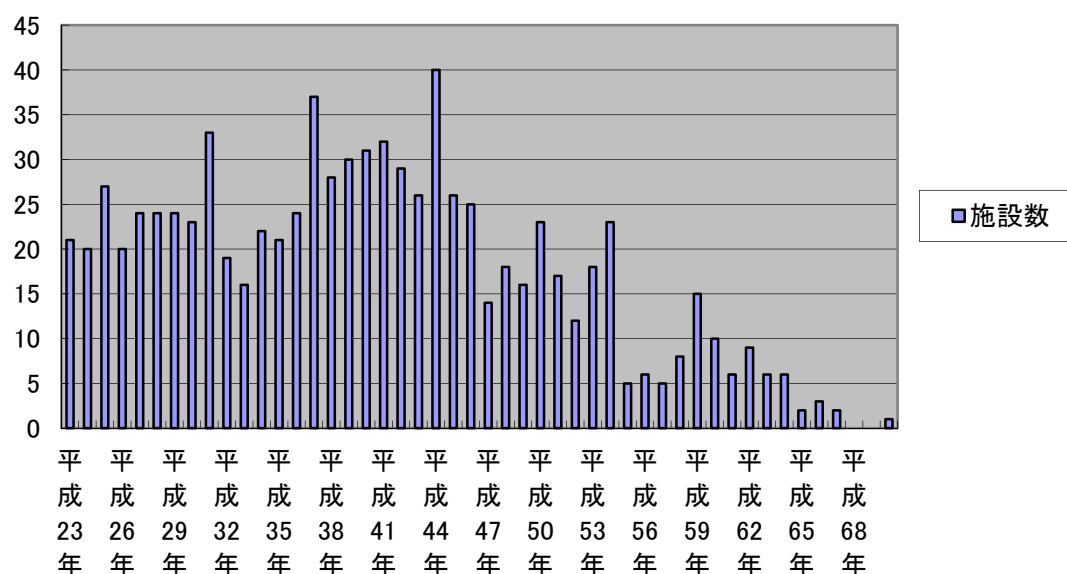
(図6)

建築年別施設数



(図7)

残耐用年数年次別推移



(4) 区分別管理運営経費

全体の管理運営経費は約 30 億円となっています。なお、区分別での管理運営経費については、下記表のとおりとなっています。(表 4 参照)

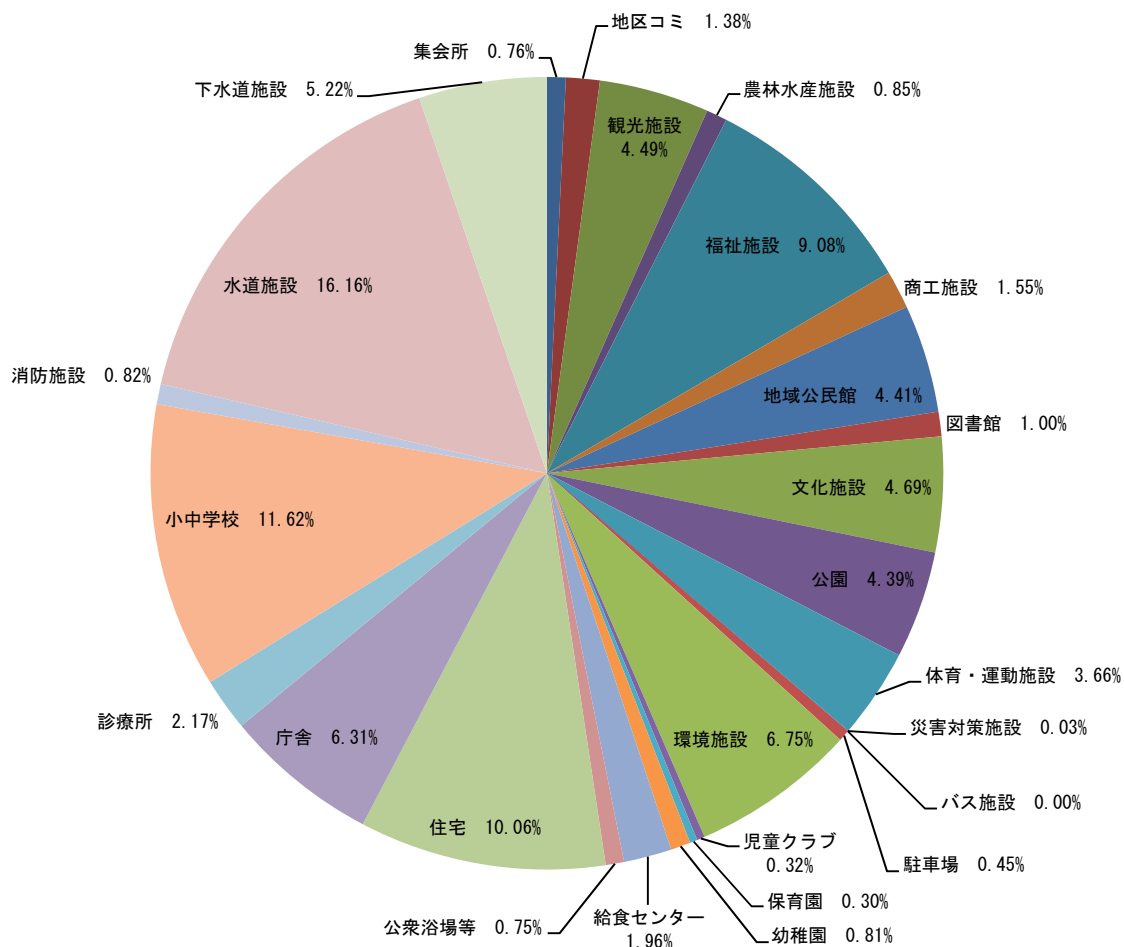
(表 4)

(単位：千円)

No.	区分	施設数	H22 年度	No.	区分	施設数	H22 年度
1	集会所	65	22,863	15	環境施設	21	202,953
2	地区コミ	48	41,339	16	児童クラブ	2	9,719
3	観光施設	32	134,964	17	保育園	1	9,111
4	農林水産施設	48	25,606	18	幼稚園	12	24,290
5	福祉施設	36	272,887	19	給食センター	5	58,787
6	商工施設	16	46,696	20	公衆浴場等	9	22,565
7	地域公民館	9	132,453	21	住宅	394	302,468
8	図書館	11	30,026	22	庁舎	12	189,806
9	文化施設	12	141,148	23	診療所	17	65,103
10	公園	192	131,872	24	小中学校	63	349,375
11	体育・運動施設	71	110,048	25	消防施設	77	24,800
12	災害対策施設	7	935	26	水道施設	48	485,930
13	バス施設	4	0	27	下水道施設	14	156,928
14	駐車場	4	13,678	計		1,230	3,006,350

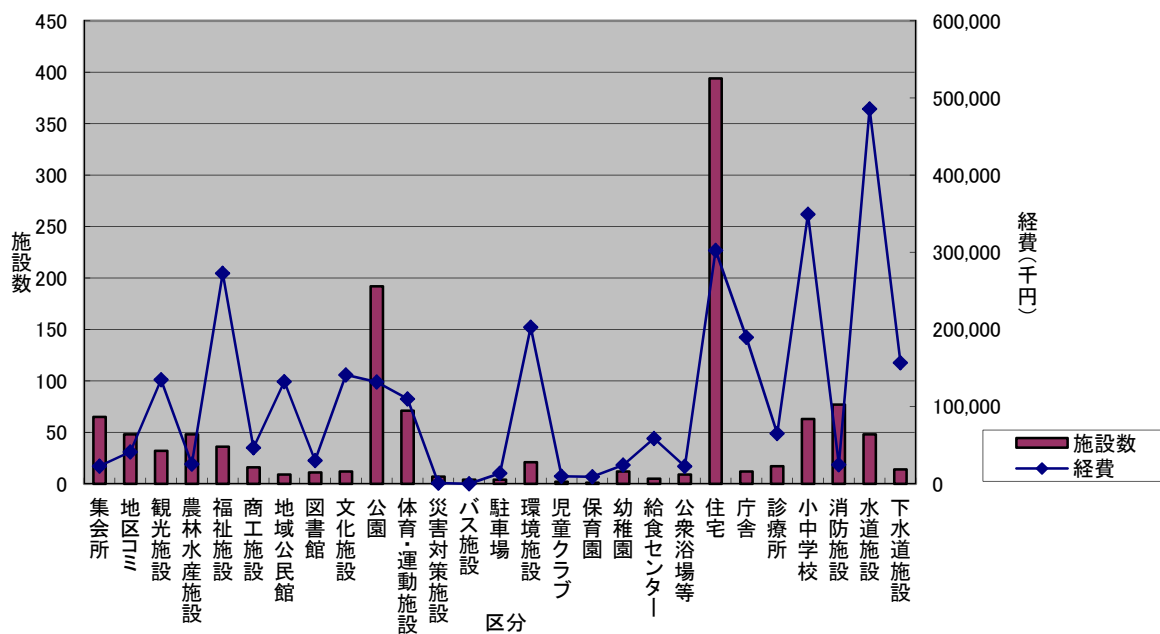
(図 8)

区別経費割合



(図 9)

区別施設数及び経費



3 財産仕分け・利活用方針

(1) 展開方針

現時点における保有施設数は1, 230施設に上り、依然としてその維持管理経費が財政を圧迫しています。

これから財政状況が厳しくなっていく中、「施設に関する経費」は、施設を保有している限り恒常的に発生する経費であり、保有施設を減らさない限り、経費を削減することはできません。よって、真に必要な財産のみを所有していくことで、施設管理に要する経費の最適化を図っていきます。

今後は、施設の利活用状況や必要性等の考察を基に具体的な統廃合の対象や処分の方方向性を整理し、更にある程度の規模的目標（保有施設数、管理経費等）を持ったうえで施設の統廃合を進めていくことが不可欠です。

(2) 基本的な考え方

市民サービス向上と行財政改革推進との観点から、本市が所有する財産について、財産の有効活用、民間活力の活用、管理経費の最小化を図るため、真に必要な財産のみを所有することとします。

また、本方針の目的は次のとおりとします。

ア 行政財産を含む全ての財産を有効に活用し、市民ニーズに応えます。

イ 協働の推進の観点から、管理運営への民間活力の導入や民間財産を活用した低コスト化に努め、あわせて利用者の満足度を高めます。

ウ 類似施設については、利用頻度、利用実態に基づき、統廃合を視野に入れて施設のあり方を整理します。

エ 不要財産や遊休財産を整理し、売却や貸付等による財源確保を図るとともに、管理運営の見直しにより維持管理経費の削減を図ります。

(3) 仕分けの判断基準

次の表に基づき、総合的に判断して、「利用財産」と「処分財産」に仕分けします。

(表5)

建 物	
必要性 (事業目的)	・ 設置目的 ・ 民間での実施可能
品質性	・ 耐用年数10年未満 ・ 新耐震基準以前（S56.6.1以前建築） ・ 外観上の消耗（ひび割れ、欠損） ・ 施設本体、付帯設備の機能低下 ・ 類似施設、代替施設
採算性 (利用状況)	・ 過去3年間の延利用者・実利用者数 ・ 利用目標に対する実績確保 ・ 特定の個人・団体に限られた利用 ・ 過去3年間の維持管理経費の増加 ・ 維持管理経費に占める施設利用収入

(4) 目標設定（保有施設数・管理経費等）

ア 平成32年度時点で市が保有する施設の規模的目標として、保有施設数1,065施設とし、また、管理経費の削減目標額は、△4億円（平成24年度施設管理に要する経費の約12%）とします。

イ 市が保有すべき基幹的施設は継続的に市が直接保有するものとします。

ウ 老朽化の進んだ施設、利用頻度の低い施設、近距離に点在する類似施設、民間での管理運営が可能な施設など、市が保有していく必要性の薄れたものについては処分財産として整理していくものとします。

エ 処分方針の決定した施設については、処分目標年度を設定し、速やかに売却、貸付、譲与等の手続きを執っていくものとします。

(5) 区分別利用・処分内容

[集会所]

集会所65施設中52施設については、特定の自治会により利用されており、処分財産として地元自治会へ譲与又は貸付（無償貸付）するものとします。また、利用が見込めない3施設は閉鎖します。その他10施設については、利用財産として、直営、指定管理、一部委託により管理運営します。

譲与する施設の維持補修については、自治公民館等設置事業補助金の見直し等により対応するものとし、貸付施設の大規模改修事業等については、基準を設けて可否を判断するものとします。

[地区コミュニティセンター]

地区コミュニティセンター48施設については、各地区におけるコミュニティ活動や生涯学習活動、文化活動等の中心的な施設であることから、利用財産として指定管理等により管理運営します。

[観光施設]

観光施設32施設中、宿泊施設やキャンプ場など22施設については、民間での事業実施が可能なことから処分財産として売却、譲与、貸付（無償貸付）するものとします。その他10施設については、利用財産として指定管理等により管理運営します。

[農林水産施設]

農林水産施設48施設中、農産物直売所や特産品加工センターなど17施設については、民間での事業実施が可能なことから処分財産として売却、譲与、貸付（有償貸付）するものとします。その他31施設については、利用財産として直営、指定管理等により管理運営します。

[福祉施設]

福祉施設36施設中、在宅介護センター4施設は地域包括支援センターのサブセンターを設置するため廃止、福祉作業所や老人憩いの家など4施設については、特定の自治会又は団体により利用されており処分財産として譲与、上甗総合センターなど4施設は閉鎖・貸付することとします。その他24施設については、利用財産として直営、指定管理により管理運営します。

[商工施設]

商工施設16施設中、産業振興会館など3施設については、利用が特

定の個人団体に限られた施設であり、処分財産として売却、譲与、貸付（無償貸付）、中甌港旅客待合所など3施設は待合所としての機能を廃止し地元へ貸付、勤労青少年ホームなど2施設は、老朽化や利用状況が少ないため閉鎖するものとします。その他9施設については、利用財産として直営、指定管理、委託により管理運営します。

[地域公民館]

公民館は、地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う各地域の中心的施設であることから、利用財産として直営により管理運営します。

[図書館]

図書館及び視聴覚ライブラリーは、図書、記録その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供し、生涯学習の推進等に資することを目的とする施設であることから、利用財産として直営、一部委託により管理運営します。

[文化施設]

歴史資料館・郷土館、文化ホール、少年自然の家、文学館及び史跡公園等は歴史資料等の収集、保管、展示や市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする施設であることから、利用財産として直営、指定管理、委託により管理運営します。

[公園]

公園192施設は利用財産として直営又は指定管理により管理運営します。

ただし、普通公園及び農村公園等については、開発行為により民間から寄附された土地の経過や公園整備に活用した補助金の内容・施設の利用状況を調査し、利活用についての基準を設け、再度財産仕分けを行うものとします。

[体育・運動施設]

体育・運動施設71施設中、運動広場施設や屋外照明施設など25施設については、特定の自治会やコミュニティ協議会により利用されており、処分財産として貸付（無償貸付）、祁答院弓道場など2施設は利用されていない施設であり、閉鎖するものとします。その他44施設については、利用財産として直営、指定管理、一部委託により管理運営します。

[災害対策施設]

災害対策施設7施設については、緊急時の避難施設として市民の安全を確保し、福祉の向上を積極的に推進するために設置された施設であることから、利用財産として直営により管理運営します。

[バス施設]

バス施設4施設中バス事業所3施設については、バス事業者へ貸付（無償貸付）するものとし、その他1施設については、利用財産として委託により管理運営します。

[駐車場]

駐車場4施設については、市民の生活環境の確保及び商業の活性化に資するため並びに自動車交通の利用増大に伴う都市への自動車の流入

を抑制することにより、交通混雑を緩和するために設置された施設であることから、利用財産として指定管理により管理運営します。

[環境施設]

環境施設 21 施設中 20 施設については、葬斎場、墓地及びごみ処理施設として設置された施設であることから、利用財産として指定管理及び一部委託により管理運営します。その他 1 施設については、老朽化による処分財産として解体するものとします。

[児童クラブ]

児童クラブ 2 施設については、処分財産として貸付又は閉鎖します。

[保育園]

保育園 1 施設については、児童の福祉の増進を図るため設置されたべき地保育所であり、利用財産として指定管理により管理運営します。

[幼稚園]

幼稚園 12 施設については、利用財産として、当面は直営により管理運営します。

今後は、国の認定こども園の制度化の動きを見極めながら、施設の統廃合や民間譲渡について検討を進めるものとします。

[給食センター]

給食センター 5 施設については、利用財産として一部委託により管理運営します。

また、老朽化に伴う施設の統廃合について検討を進めるものとします。

[公衆浴場等]

公衆浴場等 9 施設中公衆浴場 4 施設については、地元住民の利用が多くを占めることから処分財産として地元への譲与又は閉鎖するものとし、その他分湯施設を含む 5 施設については、利用財産として直営、指定管理により管理運営します。

[住宅]

住宅 394 施設については、公営住宅、特定公共賃貸住宅及び一般住宅並びに教職員住宅や医師住宅であり、利用財産として直営、指定管理により管理運営します。

なお、公営住宅等については、すでに策定した「薩摩川内市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅ストックとして長寿命化を図っていることから、今後も引き続きライフサイクルコストの縮減に努めるものとします。

[庁舎]

庁舎については「薩摩川内市組織機構再編方針」の検討と並行して、施設の機能集約とも関連した検討を行っていくものとします。

[診療所]

診療所 17 施設については、医療の給付及び無医地区の診療を行うための施設であることから、利用財産として直営により管理運営します。

[小中学校]

小中学校 63 施設のうち、「薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する基本方針」に基づき、廃止（閉校）された 9 施設及び廃止（閉校）予定の 5 施設について、処分財産として諸条件の整理や検討を進めます。

[消防施設][水道施設][下水道施設]

消防、水道、下水道施設については、市が保有すべき基幹的施設であることから、利用財産として直営により管理運営するものとします。

4 財産仕分け・利活用方針の着実な実行に向けて

今回作成した「薩摩川内市公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分け・利活用方針」を着実に実行し、真に効果のあるものとしていくため、次のとおり取り組むこととします。

(1) 推進体制の確立

公有財産利活用の検討については、毎年見直すこととし、財産の仕分けと利活用方針については、引き続き「公有財産利活用検討委員会」を設置し、その中で審議・方針決定を行います。また、方針決定から実施までの一貫した取組みを可能とするための組織横断的な推進体制を確立します。

(2) 進行管理の徹底

方針決定した公有財産の進行管理については、資産カルテによる施設の現状把握や財産の維持管理経費の実態を年次的に把握する手法などを用いながら、方針決定後の処理状況の進捗把握や年次ごとの達成状況を分析した中で、その結果を次年度以降の取組みに反映していくものとします。

(3) 処分形態の柔軟な対応

処分形態には、「売却」「貸付」「譲与」「閉鎖」「解体」がありますが、取組みの過程においては、処分の形態を見直す必要もあることから、処分形態は柔軟に対応することとします。

(4) 市民への公表

方針決定した内容をわかりやすく、広く市民へ情報を提供することとします。次年度以降の見直しの中で方針が新たに決定された際には、その都度公表します。

《参考》

処分対象施設数 165施設（※種別ごと一覧表）

（表6）

NO	種別	平成24年 3月31日時点	処分形態別施設数					増減数	平成32年度 時点
		施設数	売却	貸付	譲与	閉鎖	解体		施設数
1	集会所	65	0	15	37	1	2	△55	10
2	地区コミ	48	0	0	0	0	0	0	48
3	観光施設	32	14	0	5	3	0	△22	10
4	農林水産施設	48	4	9	3	0	1	△17	31
5	福祉施設	36	0	2	4	6	0	△12	24
6	商工施設	16	1	3	2	2	0	△8	8
7	地域公民館	9	0	0	0	0	0	0	9
8	図書館	11	0	0	0	0	0	0	11
9	文化施設	12	0	0	0	0	0	0	12
10	公園	192	0	0	0	0	0	0	192
11	体育・運動施設	71	0	25	0	2	0	△27	44
12	災害対策施設	7	0	0	0	0	0	0	7
13	バス施設	4	0	3	0	0	0	△3	1
14	駐車場	4	0	0	0	0	0	0	4
15	環境施設	21	0	0	0	0	1	△1	20
16	児童クラブ	2	0	1	0	1	0	△2	0
17	保育園	1	0	0	0	0	0	0	1
18	幼稚園	12	0	0	0	0	0	0	12
19	給食センター	5	0	0	0	0	0	0	5
20	公衆浴場等	9	0	0	4	0	0	△4	5
21	住宅	394	0	0	0	0	0	0	394
22	庁舎	12	0	0	0	0	0	0	12
23	診療所	17	0	0	0	0	0	0	17
24	小中学校	63	0	0	0	14	0	△14	49
25	消防施設	77	0	0	0	0	0	0	77
26	水道施設	48	0	0	0	0	0	0	48
27	下水道施設	14	0	0	0	0	0	0	14
合 計		1,230	19	58	55	29	4	△165	1,065